

<70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額（月額）>

区分	自己負担 割合	外来+入院（世帯単位）の限度額		年間上限
		外来（個人単位）の限度額 A	位）の限度額 B	
現役並み所得Ⅲ 〔課税所得 690 万円以上〕	3 割	270,300 円+（医療費の総額－901,000 円）×1% 【140,100 円】		1,680,000 円
現役並み所得Ⅲ 〔課税所得 380 万円以上 690 万円未満〕		179,100 円+（医療費の総額－597,000 円）×1% 【93,000 円】		1,110,000 円
現役並み所得Ⅲ 〔課税所得 145 万円以上 380 万円未満〕		85,800 円+（医療費の総額－286,000 円）×1% 【44,400 円】		530,000 円
一般	2 割	22,000 円 〔年間上限 216,000 円〕	61,500 円 【44,400 円】	530,000 円*1
低所得者Ⅱ	2 割	11,000 円 〔年間上限 96,000 円〕	25,700 円 【24,600 円】	290,000 円
低所得者Ⅰ*2	2 割	8,000 円	15,700 円	180,000 円

*1 年収 200 万円までの区分に該当することが確認できた人は年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

*2 「低所得者Ⅰ」の判定基準についても、年金収入の基準額が 806,700 円→826,500 円へ改正されます。